

HP用

令和7年度 教育委員会 第17回定例会 議案

1 日 時 令和7年12月17日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

（1）開 会

（2）議 案

<非>第27号議案	教職員の懲戒処分	…非
<非>第28号議案	教職員の懲戒処分	…非
<非>第29号議案	教職員の懲戒処分	…非
<非>第30号議案	教職員の懲戒処分	…非
第31号議案	「学校における業務改革プラン」の改定について	…18

（3）報告事項

（4）閉 会

静岡県教育委員会

第 31 号議案

学校における業務改革プランの改定について

教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目的として、別冊のとおり、学校における業務改革プランを改定する。

令和 7 年 12 月 17 日提出

静岡県教育委員会教育長

(案)

学校における業務改革プラン

(業務量管理・健康確保措置実施計画)



令和7年12月
静岡県教育委員会

目 次

はじめに	1
I プランの概要	2
1 プランの趣旨	
2 プランの期間	
II 学校の業務改革に関する動向	3
1 県立学校における教職員の勤務状況	
2 プランの指標の成果と課題のまとめ	
3 小中学校における教職員の時間外在校等時間の状況（参考）	
III プランにおける目標	7
1 目標指標	
2 活動指標	
IV 業務改革の取組	8
1 人的資源の配置・活用	
2 業務量の削減	
3 業務の効率化	
4 地域・家庭、関係機関等との連携・協働	
5 健康及び福祉の確保に関する措置	
V プランの進捗管理	12
1 概要	
2 プランの進捗管理の流れ	
3 評価の実施方法	

はじめに

静岡県教育委員会では、子どもの成長を支える教職員が健康でいきいきとやりがいをもち、教育の質を高めていくことができる勤務環境の実現を目指して、平成31年2月に「学校における業務改革プラン」（以下「プラン」という。）を策定（令和4年3月改定）し、学校、県及び市町教育委員会が一体となって、学校における業務改革に取り組んできました。

この間、情報化やグローバル化の進展や、AI、ビッグデータなどの先端技術の発展により社会のあり方が劇的に変動し、子どもや学校を取り巻く環境も、より複雑化・多様化しています。こうした中で、子どもが予測困難な未来社会を自立的に生き、そこに、社会の形成者として参加できるよう、学校教育の改善・充実が求められています。

また、GIGAスクール構想の進展や生成AIの台頭のほか、不登校を始めとした教育課題の増加など、対応しなければならない多岐に渡る様々な課題が新たに発生し、教職員に求められる業務等は、質が変化し、量も増大しています。

実際、時間外在校等時間は、全校種において減少傾向にあるものの、例えば、高校において時間外在校等時間が月45時間を超える教員が3割以上いるなど、心身の負担の増加や子どもと向き合う時間の減少はもとより、教育活動の質の低下や教職そのものへの魅力の低下など、様々な課題の蓄積が懸念されています。

そのため、これまで学校が果たしてきた役割を踏まえつつ、教職員のウェルビーイングを追求し、業務の削減・精選を図るとともに、授業やその準備に集中できる時間や自らの専門性を高めるための時間を確保できるよう環境を整備するなど、学校における働き方改革を加速的に進めていく必要があります。

教職員一人一人が心身共に健康で、心にゆとりを持ち、公私ともに充実した時間を過ごすことで、自身の人間性や創造性を磨き、その結果、質の高い教育の実現につながります。

学校における業務改革の主人公である一人一人の教職員と組織としての学校、それを支援する教育委員会が一丸となり、地域・家庭、関係機関等とも連携・協働しながら、「児童生徒のため」「教職員自身のため」になる働き方や就業環境について考えていきましょう。

I プランの概要

1 プランの趣旨

教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が未だ課題となっており、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らが学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に發揮して、活き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立し、学習指導要領等において目指している理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっています。

国は、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）を公布しました。これにより、教育職員の服務を監督する教育委員会には、文部科学大臣が定める指針に即して、服務を監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講すべき措置の実施に関する計画（以下「業務量管理・健康確保措置実施計画」という。）を定めることが義務付けられました。本県では令和7年の改定に合わせてプランを業務量管理・健康確保措置実施計画として位置付け、プランの対象を県立学校の教職員としています。

なお、給特法等一部改正法においては、県教育委員会は、市町教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な指導、助言その他の援助を行うよう努めることとされています。その趣旨も踏まえ、プランでは、参考として市町立学校に関する数値等も記載しています。

また、県教育委員会は、プランに基づき、県立学校における業務改革の取組を推進するとともに、市町立学校に勤務する県費負担教職員の任命権者として、市町立学校における業務改革に向けた取組を支援します。市町教育委員会においては、プランを参考に県教育委員会と連携・協力しながら、所管の学校における業務改革の推進をお願いします。

プランでは、学校における業務改革の推進に向け、取組を次の5つに分類し、総合的に対策を講じていくこととします。

- 1 人的資源の配置・活用
- 2 業務量の削減
- 3 業務の効率化
- 4 地域・家庭、関係機関等との連携・協働
- 5 健康及び福祉の確保に関する措置

学校においては、プランを踏まえた業務改善目標を設定し、校長のリーダーシップの下、組織的改善を進めるとともに、個々の教職員も業務改善に取り組んでいくものとします。その際、特定の教職員に過度な負担がかからないよう配慮する必要があります。

2 プランの期間

「静岡県総合計画」、「静岡県教育大綱」及び「静岡県教育振興基本計画」との整合を図り、令和8年度から令和10年度までの3年間を新たな期間としてプランを改定し、引き続き取組を推進していきます。

II 学校の業務改革に関する動向

1 県立学校における教職員の勤務状況

本県の県立学校において時間外在校等時間の実績がある教職員の割合は、令和6年度83.5%で、令和元年度の80.7%から増加しています。

また、月当たり平均時間外在校等時間が80時間以上の教職員の割合は、令和6年度5.7%で、令和元年度の5.9%から微減となっていますが、特に、高校全日制での割合が9.8%と多くなっており、その主な業務内容は、部活動指導の割合が最も高く、学習指導等教科業務が続いている。高校中等部でも部活動指導が最も高く、次いで分掌業務となっています。

高校の教職員について年代別に見ると、20代の平均時間外在校等時間が最も多く、30代は減少するものの、40代から50代にかけて再び増加する傾向が見られます。

さらに、高校の学校規模別にみると、職員数が30人以下と少ない学校では平均時間外在校等時間が最も多く、100人超の学校が最も少なくなっています。

＜月当たりの平均時間外在校等時間毎の教職員の割合＞ (単位：%)

		高校 (全日)	高校 (定通)	高校 (中等部)	特支 (本校)	特支 (分校)	全体	(参考) 令和元年度
時間外在校等時間なし		17.6	28.5	10.4	13.8	8.5	16.5	19.3
時間外在校等時間	45時間未満	50.2	66.7	52.9	80.9	87.5	62.8	60.5
	45時間以上 80時間未満	22.4	4.3	28.4	5.2	4.0	15.0	14.3
	80時間以上	9.8	0.5	8.3	0.1	0.0	5.7	5.9
	計	82.4	71.5	89.6	86.2	91.5	83.5	80.7

【凡例】全日：全日制、定通：定時制・通信制、特支：特別支援学校

＜月当たりの平均時間外在校等時間が80時間以上の者の割合と主な業務内容＞ (単位：%)

		令和 6 年度	時間外在校等時間の主な業務内容 (左から割合の高い順)
高校 (全日)	9.8	部活動指導、学習指導等教科業務、分掌業務、生徒指導・担任業務	
高校 (定通)	0.5	分掌業務、生徒指導・担任業務、学習指導、部活動指導	
高校 (中等部)	8.3	部活動指導、分掌業務、学習指導等教科業務、生徒指導・担任業務	
特支 (本校)	0.1	学習指導等教科業務、生徒指導・担任業務、分掌業務	

＜高校教職員の年代別の月当たりの平均時間外在校等時間＞ (単位: 時間)

20代	30代	40代	50代	60代
49.4	32.1	34.4	36.2	29.1

＜高校教職員の学校規模別の月当たりの平均時間外在校等時間＞ (単位: 時間(%))

区分		職員数	30人以下	50人以下	70人以下	100人以下	100人超
時間外在校等時間			38.7	31.4	33.0	33.8	27.4
業務内容	部活動指導	14.7(38.0)	13.7(43.6)	15.2(46.1)	14.0(41.4)	11.1(40.5)	
	学習指導等教科業務	8.2(21.2)	6.3(20.1)	7.9(23.9)	9.4(27.8)	6.3(23.0)	
	分掌業務	7.6(19.6)	4.8(15.3)	4.3(13.0)	4.1(12.1)	3.7(13.5)	
	生徒指導・担任業務	4.0(10.3)	3.5(11.1)	3.0(9.1)	3.3(9.8)	2.8(10.2)	
	その他	4.2(10.9)	3.1(9.9)	2.6(7.9)	3.0(8.9)	3.5(12.8)	

2 プランの指標の成果と課題のまとめ（詳細は6ページを参照）

	指標	実績値 令和6年度
成果	時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	高校を除き基準値と比べて減少
	時間外在校等時間が月当たり80時間を超える教員の割合	小中学校では基準値と比べて減少 高校では令和4年度まで基準値を超えたが、その後、緩やかに減少傾向
	年次有給休暇の年間平均取得日数	全校種で基準値と比べて増加
	ＩＣＴを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	全校種で基準値と比べて増加
	校務の整理・削減や業務改善に関する提案を行った教員の割合	全校種で基準値と比べてほぼ横ばい
課題	自身の仕事にやりがいを感じている教員の割合	全校種で基準値と比べて減少傾向
	精神疾患による30日以上の特別休暇及び休職者の在職者比率	全校種で基準値と比べて増加

3 小中学校における教職員の時間外在校等時間の状況（参考）

本県の小中学校において、時間外在校等時間が長時間に及ぶ教職員の割合は縮減傾向にあります。

特に、新型コロナウイルス感染症による休校等の影響があった令和2年度と比べても少ない数値となっており、学校現場における働き方改革の効果が現れていると考えられます。

＜小中学校教職員の月当たりの時間外在校等時間が45、80時間以上の者の割合＞

区分	基準値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	小 34.2% 中 47.4%	小 40.5% 中 59.2%	小 35.2% 中 50.7%	小 29.2% 中 45.4%	小 27.6% 中 44.0%
時間外在校等時間が月当たり80時間を超える教員の割合	小 3.4% 中 14.9%	小 5.4% 中 19.5%	小 3.3% 中 14.4%	小 2.8% 中 12.0%	小 2.5% 中 10.7%

＜プラン目標指標、KPI、活動指標のまとめ＞

目標指標	基準値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R7)
自身の仕事にやりがいを感じている教員の割合	小 96.2% 中 95.9% 高 88.9% 特 96.4%	小 97.0% 中 94.3% 高 86.8% 特 94.5%	小 93.8% 中 91.6% 高 86.1% 特 94.2%	小 94.4% 中 93.2% 高 86.5% 特 94.0%	小 93.6% 中 90.8% 高 87.0% 特 93.8%	100%
「児童生徒と向き合う時間」や「指導準備時間」が増えていると感じている教員の割合	小 54.0% 中 59.7% 高 55.8% 特 59.8%	小 54.0% 中 55.1% 高 53.5% 特 61.0%	小 53.1% 中 54.8% 高 58.0% 特 61.1%	小 51.8% 中 51.3% 高 51.8% 特 64.9%	小 56.5% 中 56.6% 高 56.8% 特 62.3%	100%
精神疾患による30日以上の特別休暇及び休職者の在職者比率	小 0.94% 中 0.68% 高 0.76% 特 0.97%	小 0.92% 中 0.71% 高 0.77% 特 1.69%	小 0.92% 中 0.68% 高 0.83% 特 2.33%	小 1.03% 中 1.10% 高 1.14% 特 2.37%	小 1.40% 中 1.11% 高 1.14% 特 1.94%	0.8%以下

K P I ^{※1}	基準値 (R2) (R1) ^{※2}	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R7)
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合 ^{※2}	小 46.0% 中 63.4% 高 27.5% 特 6.6%	小 40.5% 中 59.2% 高 31.1% 特 7.4%	小 35.2% 中 50.7% 高 34.2% 特 6.6%	小 29.2% 中 45.4% 高 33.6% 特 5.3%	小 27.6% 中 44.0% 高 32.3% 特 5.4%	0%
年次有給休暇の年間平均取得日数	小中 9.8日 高 10.9日 特 13.7日	小中 14.3日 高 11.5日 特 16.2日	小中 14.8日 高 11.9日 特 15.7日	小中 17.3日 高 13.4日 特 18.0日	小中 16.7日 高 13.6日 特 16.5日	16日

※1 K P I とはKey Performance Indicatorの略で目標達成に向けた具体施策の進捗・効果を測る数値目標

※2 基準値は令和元年度の実績値(令和2年度は新型コロナウイルス感染症による一斉休校等の影響による特殊性を考慮)

活動指標	基準値 (R2) (R1) ^{※3}	実績値 (R3)	実績値 (R4)	実績値 (R5)	実績値 (R6)	目標値 (R7)
時間外在校等時間が月当たり80時間を超える教員の割合 ^{※3}	小 5.7% 中 26.1% 高 9.0% 特 0.07%	小 5.4% 中 19.5% 高 10.2% 特 0.09%	小 3.3% 中 14.4% 高 11.9% 特 0.04%	小 2.8% 中 12.0% 高 11.4% 特 0.01%	小 2.5% 中 10.7% 高 10.0% 特 0.12%	0%
多忙化解消に向けた研究成果を活用した学校の割合(校務分類整理表に基づく校務の削減等)	小 92.1% 中 88.8% 高 60.8% 特 89.2%	小 88.1% 中 87.0% 高 77.3% 特 86.8%	小 83.0% 中 81.9% 高 85.5% 特 73.7%	小 92.8% 中 95.2% 高 90.8% 特 79.5%	小 93.3% 中 95.2% 高 91.7% 特 45.0%	100%
校務の分類・整理及び見直しにおいて、ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	小 87.1% 中 87.1% 高 89.2% 特 75.7%	小 96.2% 中 92.3% 高 90.0% 特 73.7%	小 93.9% 中 97.6% 高 90.9% 特 86.8%	小 94.4% 中 95.2% 高 89.9% 特 74.4%	小 93.6% 中 92.1% 高 94.5% 特 82.5%	100%
校務の整理・削減や業務改善に関する提案を行った教員の割合	小 50.4% 中 51.2% 高 49.3% 特 53.1%	小 54.7% 中 52.8% 高 52.3% 特 51.8%	小 49.3% 中 51.2% 高 51.9% 特 51.3%	小 48.0% 中 50.7% 高 52.3% 特 50.0%	小 52.1% 中 47.9% 高 52.1% 特 52.4%	100%
スクールカウンセラーアセスメント配置人数 ^{※4}	小中 131人 高 24人	小中 137人 高 25人	小中 142人 高 35人	小中 144人 高 37人	小中 147人 高 48人	小中 169人 高 30人

※3 基準値は令和元年度の実績値(令和2年度は新型コロナウイルス感染症による一斉休校等の影響による特殊性を考慮)

※4 「スクールカウンセラーアセスメント配置人数」は県教育委員会の取組を評価するための活動指標

III プランにおける目標

1 目標指標

プランの最終年度である令和10年度に目指す姿は次のとおりとします。

目標指標	目標値(R10)	現状値(R6)
自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合	100%	小 93.6% 中 90.8% 高 87.0% 特 93.8%
児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合	100%	小 94.7% 中 96.5% 高 93.3% 特 96.4%
時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	0%	小 27.6% 中 44.0% 高 32.3% 特 5.4%
1年間における時間外在校等時間の1箇月平均時間	30時間以下	小 一時間 中 一時間 ^{注1} 高 35.1時間 特 18.8時間
精神疾患による30日以上の特別休暇及び休職者の在職者比率	1.1%以下	小 1.40% 中 1.11% 高 1.14% 特 1.94%
年次有給休暇の年間平均取得日数	16日	小 中 16.7日 高 13.6日 特 16.5日

注1：令和8年5月頃公表予定

2 活動指標

プランの目指す姿の実現に向けて、「IV 業務改革の取組」を積極的・計画的に実施するため、次のとおり活動指標を設定し、進捗管理を行います。

業務改革の取組	活動指標	目標値(R10)	現状値(R6)
1 人的資源の配置・活用	教職員人材バンクの登録者数	2,000人	1,559人
2 業務量の削減	学校行事、職員会議、校内研修等の精選・見直しに取り組んだ学校の割合	100%	小 95.0% 中 95.8% 高 84.4% 特 87.5%
	クラウドを活用した県教育委員会等が行う調査の割合	30%	7.4%
3 業務の効率化	校務分掌、部活動等の統廃合による校務の整理に取り組んだ学校の割合	100%	小 41.8% 中 55.2% 高 63.3% 特 32.5%
	I C Tを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	100%	小 93.6% 中 92.1% 高 94.5% 特 82.5%
4 地域・家庭、関係機関等との連携・協働	コミュニティスクールの機能を発揮・強化している学校の割合	100%	小 77.3% 中 73.9% 高 61.5% 特 77.5%
	静岡県部活動ガイドラインを踏まえた学校の活動方針に沿った運動部活動の実施率	100%	中 99.4% 高 97.2% 特 96.6%
	中学校における休日の部活動の地域展開等に着手した市町数	33市町	24市町
5 健康及び福祉の確保に関する措置	完全退庁時刻を20時以前に設定する県立学校の割合(定時制除)	100%	54.7%
	ストレスチェック受検率	100%	96.6%

IV 業務改革の取組

凡例 ◎:主体に取り組む対象 ○:取り組む対象 【学校】:主に学校の取組

1 人的資源の配置・活用

ア 教職員定数等の改善	教委	学校
・教職員定数の改善等の必要な条件整備に係る国への働きかけ ・中学校における「静岡式35人学級編制」の継続実施 ・産休・育休等の代替職員を含め正規職員の計画的な配置	◎	
イ 支援スタッフの充実	教委	学校
◆全校種 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置 ・部活動指導員の配置及び部活動支援のための外部指導者の活用 ・教員未充足の解消のための教職員人材バンクの活用 ・スクールロイヤーの活用 ・能力・適正を重視した校内人事配置【学校】 ・地域、保護者及び同窓会等との連携による外部人材の確保【学校】 ・学校看護師や外部医療関係者等の専門性を活かしたチーム体制の構築【学校】	◎	○
<p>◆県立学校 ・高等学校における教育活動支援のための再任用ハーフ教員の配置 ・高等学校における放課後学習指導等における退職教員・大学生等の学習等支援員としての活用 ・高等学校における学校支援心理アドバイザーの巡回派遣 ・特別支援学校における就労促進専門員の配置 ・特別支援学校における医療的ケア実施のための看護師の配置</p> <p>◆市町立小中学校 ・小1スマイルサポーターの配置 ・スクール・サポート・スタッフの配置 ・各学校の状況に応じた非常勤講師等の弾力的な配置 ・特別な支援を必要とする児童生徒のための非常勤講師や支援員の配置 ・外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒スーパーバイザー、日本語指導コーディネーターの配置</p>		

2 業務量の削減

ア 学校行事・業務の精選等	教委	学校
・勤務時間外における電話の自動音声での対応 ・1日及び1週間当たりの授業時数の平準化【学校】 ・学校行事の精選・統合【学校】 ・日課表の見直し【学校】 ・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制の整備【学校】 ・管理職のマネジメントによる業務量の平準化、時間外業務及び業務の持ち帰りの縮減に向けた取組の推進【学校】	◎	◎

イ 調査等の見直しと教員研修の活用	教委	学校
	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が実施する調査等の見直し ・研修の精選と実施時期の見直し ・オンライン、E-ラーニング研修の充実 ・業務改善の意欲を高める学校の業務改革に有効な研修の開催【学校】 		

3 業務の効率化

ア 総務事務集中化・事務職員の校務運営参画	教委	学校
	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校における総務事務の集中化 ・教員と事務職員との業務分担の見直しによる事務職員の校務運営への参画 ・チーム学校を意識した教職員同士や関係機関との連携体制の構築【学校】 ・小中学校における共同学校事務室の活用による教員支援体制の充実【学校】 		

イ 校務DX（ICTの活用）	教委	学校
	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・次世代校務支援システムの環境構築の検討 ・GIGAスクール運営支援センターの運営、活用促進 ・ICT活用力の向上を図るための教職員研修の実施 ・ICT活用に有用な情報を掲載した教員支援ポータルサイトの運用 ・高校入学者選抜事務のデジタル化による負担軽減 ・特別支援教育におけるAIアシストツールの活用と他校種における展開の検討 ・NES端末モバイル化に伴う校内連絡や会議のペーパレス化等の効率化【学校】 ・デジタル採点システムの活用による採点業務の効率化【学校】 ・生成AI等を利用した文書作成業務等の効率化【学校】 ・授業におけるICT活用の推進【学校】 ・保護者等との連絡等にデジタルツールを活用【学校】 		

ウ 業務効率化の好事例の横展開	教委	学校
	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・学校の業務改善に関する好事例等の普及 ・把握した時間外在校等時間の状況分析及びそれに基づく業務改革に向けた各取組の実施 ・小中学校における「学校経営における職と職務の再編」の推進 ・教職員個々の業務改善に係る取組と普及【学校】 		

4 地域・家庭、関係機関等との連携・協働

ア 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入・強化等	教委	学校
	◎	○
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの導入・強化 ・学校行事等におけるPTA等との連携・協力【学校】 ・学校経営計画書（学校経営書）に記載するプランの業務改革に関する取組の実施評価、改善【学校】 ・地域、保護者及び同窓会等との連携による外部人材の確保【再掲】 		

イ 効率的な部活動の推進	教委	学校
	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の配置及び部活動支援のための外部指導者の活用【再掲】 ・中体連や高体連、高文連等の各種団体と連携した部活動の改善の推進 ・部活動や地域のスポーツ教室等の指導者不足へ対応するための「スポーツ人材バンク」の充実及び活用促進 ・部活動顧問の指導力向上研修会の開催支援 ・中学校における休日の部活動の段階的な地域展開等に向けた検討 ・部活動ガイドラインに基づく効率的・効果的な部活動の推進【学校】 ・部活動の合同実施による新たな運営フレームの実施【学校】 ・部活動数の精選【学校】 ・部活動の複数指導体制による負担軽減【学校】 		

ウ 関係機関との連携	教委	学校
	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局等への学校の業務改善に関する取組の周知と協力依頼 ・プランの進捗状況や評価について総合教育会議に報告 ・学校・家庭・地域の連携・協働の推進【学校】 ・学校行事等におけるPTA等との連携・協力【学校】 ・地域の学校サポーターの募集と校内業務に対する支援の要請【学校】 ・生徒指導地区研究協議会における警察との連携【学校】 		

5 健康及び福祉の確保に関する措置

ア 時間外在校等時間の長時間化の是正	教委	学校
	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・客観的な在校等時間管理のための勤務時間管理システムの運用 ・学校現場の意見や実情を踏まえた学校種ごとの業務改善手法等の検討及び具体策の県内学校への情報発信 ・完全退庁時刻の設定による11時間を目安とする勤務間インターバル確保【学校】 ・勤務時間管理システム活用による勤務時間管理の実施と虚偽記録の防止【学校】 ・定時退勤日・定時退勤月間等の設定・拡充【学校】 ・学校職員衛生委員会の効果的な活用【学校】 		

イ 健康管理の実施	教委	学校
	◎	◎
<ul style="list-style-type: none"> ・「静岡県教育委員会事務局及び教育機関(県立学校を含む)に勤務する教職員の心の健康づくり計画」等に基づくキャリアステージ別研修等の実施 ・健康管理システムによる健康情報の効果的な活用 ・医師・保健師等の派遣による学校の健康づくりに関する取組の支援 ・ストレスチェックの実施 		

ウ 柔軟な働き方の環境整備	教委	学校
<ul style="list-style-type: none"> ・時差勤務の試行やテレワークの導入に向けた研究 ・年次有給休暇の連続取得の促進【学校】 ・長期休業中の休暇取得促進【学校】 ・育児プランシートの活用による出産・育児関連休暇の周知と取得促進【学校】 ・家族の介護を申し出た職員等に対する、仕事と介護の両立支援制度等の周知等【学校】 	◎	◎

V プランの進捗管理

1 概要

学校の業務改革については、学校が主体的に取組を推進することと併せ、国・県教育委員会が行う働き方改革に必要な制度改正や教職員定数の改善等の条件整備が非常に重要です。

県教育委員会としては、学校の業務改革に関して必要な条件整備について、国に働きかけを行うことに加え、PDCAサイクルの考え方に基づくプランの進捗管理と学校の業務改革に関する条件整備等の研究を継続し、必要に応じてプランの見直しを行いながら、着実に取組を推進します。

2 プランの進捗管理の流れ



3 評価の実施方法

■評価の方法

教育振興基本計画の評価方法に準じて、目標指標・活動指標及び取組等の評価を実施します。評価の基礎となる「基準値」は原則として令和6年度の実績とします。

■進捗状況の把握方法

プランに記載のある取組状況等は、「学校対象調査」等で進捗状況を把握するものとし、既に所管課の調査で進捗状況等を把握している項目については、当該調査を使用します。

■評価の公表

進捗管理に使用する各種調査結果の公表後、評価に着手し、次年度の施策や予算等へ反映できるよう評価結果をホームページで公表します。

■進捗状況・評価の報告

進捗状況とその評価については、毎年度、総合教育会議に報告します。

学校における業務改革プラン
(業務量管理・健康確保措置実施計画)
策定・発行 令和7年12月

(事務局) 静岡県教育委員会 教育DX推進課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-3391 FAX 054-221-3561
ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/>

学校における業務改革プラン(業務量管理・健康確保措置実施計画) 概要

●概要

- ・社会の劇的な変動により学校を取り巻く環境が複雑化・多様化
- ・予測困難な社会を生きていくことができるよう、学校教育の改善・充実の必要性
- ・対応すべき様々な課題の発生により、教職員に求められる業務の質が変化し、量も増大
- ・教職員の心身の負担、教育活動の質の低下や教職そのものへの魅力の低下が懸念

- ・学校における業務改革を加速度的に進めていく必要性
- ・業務の削減・精選等を図り、授業やその準備等の時間を確保出来る環境の整備
- ・教職員のウェルビーイングの追求(教職員の心身の健康の保持増進)

- ・働きやすさと働きがいの両立
- ・より質の高い教育を実現

●本県の状況

- ・時間外在校等時間は、全体としては減少傾向(高校では3割以上の教員が月45時間以上)
- ・部活動関係や校務分掌業務が高い割合
- ・精神疾患による特別休暇等が全ての校種で増加(特支では継続的に高い傾向)

●目標指標

令和10年度に目指す姿

区分	職員の働きがい	時間外削減		健康確保措置	
指標	自身の仕事に働きがいを感じている教員の割合	児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じている教員の割合	時間外在校等時間が月当たり45時間を超える教員の割合	年間の時間外在校等時間の1箇月平均時間	精神疾患による30日以上の特別休暇及び休職者の在職者比率
目標値	100%	100%	0%	30時間以下	1.1%以下
					年次有給休暇の年間平均取得日数

目標を達成するため、取組を5つに分類

進捗管理のため、各分類毎に活動指標を設定

●対象期間

- ・令和8年度から令和10年度までの3年間

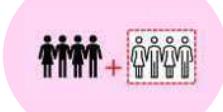
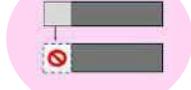
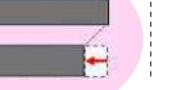
●これまでの策定

- ・平成31年2月初版策定(令和4年3月改定)

●進捗管理

- ・「学校対象調査」や各所管課の調査で進捗状況等を把握し、評価実施
- ・評価結果は、次年度の施策や予算等へ反映できるようHPで公表
- ・併せて、進捗状況と評価を総合教育会議に報告

●各取組と活動指標

1 人的資源の配置・活用	2 業務量の削減	3 業務の効率化	4 地域・家庭、関係機関等との連携	5 健康及び福祉の確保に関する措置
ア 教職員定数等の改善 イ 支援スタッフの充実	ア 学校行事・業務の精選等 イ 調査等の見直しと教員研修の活用	ア 総務事務集中化・事務職員の校務運営参画 イ 校務DX(ICTの活用) ウ 業務効率化の好事例横展開	ア コミュティ・スクールの導入・強化等 イ 効率的な部活動の推進 ウ 関係機関との連携	ア 時間外在校等時間の長時間化の是正 イ 健康管理の実施 ウ 柔軟な働き方の環境
活動指標 教職員人材バンクの登録者数  2,000人	活動指標 学校行事、職員会議、校内研修等の精選・見直しに取り組んだ学校の割合  30%	活動指標 校務分掌、部活動等の統廃合による校務の整理に取り組んだ学校の割合  100%	活動指標 I C Tを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合  100%	活動指標 コミュティスクールの機能を発揮・強化している学校の割合  100%

第17回定例会 報告事項

番号	項目	Page
報告事項 1	静岡県スポーツ推進計画の改定	P1
報告事項 2	静岡県文化振興基本計画の改定	P3
配付報告 1	監査結果に関する報告	P5

静岡県スポーツ推進計画の改定

(スポーツ・文化観光部スポーツ政策課)

1 要 旨

現在見直しを進めている、静岡県スポーツ推進計画の中間（案）（目標年次：令和10年度）について、スポーツ基本法第10条の3の規定に基づき、静岡県教育委員会のご意見を伺う。

2 次期計画の概要

区分	内 容																
位置づけ	• 静岡県総合計画の分野別計画 • 地方スポーツ推進計画（スポーツ基本法第4条、第10条第2項）																
計画期間	4年間（令和7（2025）年度～令和10（2028）年度）※総合計画と同様																
現計画の評価	• 成人の週1回以上のスポーツ実施率が減少傾向 • スポーツに親しんだ県民の割合は堅調 • スポーツをする人やみる人は増加傾向	環境の変化	• ウェルビーイング重視 • デジタル化に伴う新たなスポーツ（eスポーツ） • 県内プロチームの増加 • 部活動の地域展開 など														
改定の方向性	○現計画に引き続き、スポーツに親しむきっかけづくり等、日常のスポーツ振興を継続することで、心身の健康づくりや、誰もが活躍できる社会の構築を目指す。 （県民のウェルビーイングの向上の視点を新たに追加） ○する人みる人の増加をスポーツの成長産業化につなげることを強化し、地域と経済の活性化を目指す。																
施策体系	<基本理念>オール静岡で実現する、スポーツによるウェルビーイングの向上 ~県民が幸福を実感できる社会をつくります~																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本方針</th> <th>柱</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">I スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現</td> <td>①楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現</td> <td>幅広い年代における運動習慣・健康づくり</td> </tr> <tr> <td>②スポーツを通じた誰もが活躍できる社会の実現</td> <td>女性のスポーツ参画や障害者スポーツの裾野拡大</td> </tr> <tr> <td>③スポーツにおける人間性や競技力の向上（調整中）</td> <td>競技力向上と指導者の資質向上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II スポーツの魅力による地域活性化</td> <td>④スポーツによる地域の活性化</td> <td>スポーツによるまちづくりや交流人口の拡大</td> </tr> <tr> <td>⑤スポーツの成長産業化</td> <td>スポーツツーリズムやスポーツ×他産業との共創によるスポーツの市場規模拡大</td> </tr> </tbody> </table>	基本方針	柱	取組内容	I スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現	①楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	幅広い年代における運動習慣・健康づくり	②スポーツを通じた誰もが活躍できる社会の実現	女性のスポーツ参画や障害者スポーツの裾野拡大	③スポーツにおける人間性や競技力の向上（調整中）	競技力向上と指導者の資質向上	II スポーツの魅力による地域活性化	④スポーツによる地域の活性化	スポーツによるまちづくりや交流人口の拡大	⑤スポーツの成長産業化	スポーツツーリズムやスポーツ×他産業との共創によるスポーツの市場規模拡大	
基本方針	柱	取組内容															
I スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現	①楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現	幅広い年代における運動習慣・健康づくり															
	②スポーツを通じた誰もが活躍できる社会の実現	女性のスポーツ参画や障害者スポーツの裾野拡大															
	③スポーツにおける人間性や競技力の向上（調整中）	競技力向上と指導者の資質向上															
II スポーツの魅力による地域活性化	④スポーツによる地域の活性化	スポーツによるまちづくりや交流人口の拡大															
	⑤スポーツの成長産業化	スポーツツーリズムやスポーツ×他産業との共創によるスポーツの市場規模拡大															

3 今後の予定

時 期	内 容
令和7年11月	審議会開催（素案協議）11月14日開催→意見等反映へ
令和7年12月	パブリックコメント、教育委員会定例会、12月議会常任委員会での審議
令和8年 2月	審議会開催（意見等反映結果の報告）
令和8年 3月	2月議会常任委員会（最終案報告）・公表

静岡県スポーツ推進審議会委員（令和7年度）

No.	名前	職名	分野別審議
1	◎ 高橋 和子	静岡産業大学スポーツ科学部 学部長	<input type="checkbox"/> A
2	○ 村田 真一	国立大学法人静岡大学 准教授	<input type="checkbox"/> C
3	○ 朝倉 徹	静岡県高等学校体育連盟 会長	<input type="checkbox"/> B
4	竹田利恵子	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 会長	<input type="checkbox"/> A
5	山本 昌邦	一般財団法人静岡県サッカー協会 副会長	<input type="checkbox"/> B
6	秋本 啓子	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会 専務事務局長	<input type="checkbox"/> B
7	岩水 素江	特定非営利活動法人菊川市スポーツ協会 会長	<input type="checkbox"/> C
8	杉山 克秀	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長	<input type="checkbox"/> C
9	青野 宏子	静岡県レクリエーション協会 副理事長、静岡県ミニトランポウォーカ協会 会長	<input type="checkbox"/> A
10	吉田 早織	常葉大学 健康プロデュース学部 准教授	<input type="checkbox"/> A
11	谷内 麻子	あさこ婦人科クリニック 院長	<input type="checkbox"/> B
12	長澤 滋文	静岡県中学校体育連盟 会長	<input type="checkbox"/> C
13	山谷 拓志	静岡ブルーレヴズ株式会社 代表取締役社長	<input type="checkbox"/> A
14	石黒 えみ	亜細亜大学経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科 准教授	<input type="checkbox"/> B
15	小林可奈子	MTBオリンピアン、一般社団法人MSJ代表	<input type="checkbox"/> B
16	蘭田 靖邦	川根本町 町長	<input type="checkbox"/> A
17	武田 知己	静岡県スポーツ協会 専務理事	<input type="checkbox"/> B
18	辻川比呂斗	順天堂大学保健看護学部准教授	<input type="checkbox"/> C
19	山崎伊佐子	フジ物産株式会社代表取締役	<input type="checkbox"/> A
20	上原 広彦	株式会社静岡新聞社 編集局長	<input type="checkbox"/> C

◎審議会会長 ○審議会副会長 □分野別審議の部会長

○「静岡県スポーツ推進審議会」開催状況

回次	開催日	審議内容 等
第1回	令和6年 9月 6日	現行計画の進捗状況及び評価、次期計画の方向性 など
第2回	令和7年 3月 10日	次期計画の骨子（理念、基本方針、柱、指標）、分野別部会審議
第3回	令和7年 11月 14日	部会意見への対応案説明、次期計画素案協議
第4回	令和8年 2月予定	次期計画最終案の報告

○分野別審議の状況

部会	審議分野	第1回	第2回
A	Sports in Life 活躍社会部会づくり		
B	人間性・多様な能力	令和7年3月10日	令和7年7月4日
C	地域活性化		

静岡県文化振興基本計画の改訂

(スポーツ文化・観光部 文化政策課)

1 要 旨

現在、見直しを進めている静岡県文化振興基本計画の中間案（目標年次：令和 10 年度）について、文化芸術基本法第 7 条の 2 の規定に基づき、静岡県教育委員会の御意見を伺う。

2 次期計画の概要

区 分	内 容														
位置づけ	・静岡県総合計画の分野別計画 ・地方文化芸術推進基本計画（文化芸術基本法第 7 条の 2） ・地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（障害者文化芸術推進法第 8 条）														
計画期間	4 年間（令和 7 (2025) 年度～令和 10 (2028) 年度）※総合計画と同様														
現 計 画 の 評 価	○東アジア文化都市を通じた民間国際交流 ○県芸術祭・障害者芸術祭の一体的開催 ○清水南高校における演劇専攻の設置 ○アーツカウンシルによる企業との連携 ○文化財三次元データ化の促進	文化を取り巻く 環境の変化	○人口減少、少子・高齢化 ○ウェルビーイングの重視 ○デジタル技術の進展 ○インバウンドの増加												
改 定 の 方 向 性	○本県独自の文化芸術の充実と、世界に向けた発信の強化 ○県民自らの文化芸術活動の促進を通じた、文化による地域社会の活性化 ○産業、観光、福祉等と文化芸術の協働を促進、多分野への文化的創造性の拡大 ○デジタル等の活用による文化芸術に触れる機会の充実、アウトリーチの推進 ○アーティストの活動領域の拡大など、持続的な活動の促進														
施 策 体 系	<p><基本目標> 一人ひとりが創造性を発揮し、つながり、生み出す ウェルビーイング社会の実現 ～文化が起点となり、イノベーションを創出する好循環の形成～</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点施策</th><th>核となる具体的取組</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①世界に輝くしづおかの文化芸術の創造</td><td>・世界遺産「富士山」の文化的価値の発信 ・S P A C による世界的な活動の推進</td></tr> <tr> <td>②県民による創造的な活動の活性化</td><td>・県芸術祭の開催 ・アーツカウンシルによる多様な人々の創造活動の活性化</td></tr> <tr> <td>③多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり</td><td>・産業、観光、福祉、教育等との連携 ・地域文化ネットワークの形成</td></tr> <tr> <td>④文化芸術に触れる機会の充実</td><td>・こどもたちへの鑑賞機会の提供 ・デジタルアーカイブの活用</td></tr> <tr> <td>⑤文化芸術を支える環境づくり</td><td>・文化に関わる担い手等のネットワーク化 ・アーティストが活動を続ける環境づくり</td></tr> </tbody> </table>			重点施策	核となる具体的取組	①世界に輝くしづおかの文化芸術の創造	・世界遺産「富士山」の文化的価値の発信 ・S P A C による世界的な活動の推進	②県民による創造的な活動の活性化	・県芸術祭の開催 ・アーツカウンシルによる多様な人々の創造活動の活性化	③多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり	・産業、観光、福祉、教育等との連携 ・地域文化ネットワークの形成	④文化芸術に触れる機会の充実	・こどもたちへの鑑賞機会の提供 ・デジタルアーカイブの活用	⑤文化芸術を支える環境づくり	・文化に関わる担い手等のネットワーク化 ・アーティストが活動を続ける環境づくり
重点施策	核となる具体的取組														
①世界に輝くしづおかの文化芸術の創造	・世界遺産「富士山」の文化的価値の発信 ・S P A C による世界的な活動の推進														
②県民による創造的な活動の活性化	・県芸術祭の開催 ・アーツカウンシルによる多様な人々の創造活動の活性化														
③多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり	・産業、観光、福祉、教育等との連携 ・地域文化ネットワークの形成														
④文化芸術に触れる機会の充実	・こどもたちへの鑑賞機会の提供 ・デジタルアーカイブの活用														
⑤文化芸術を支える環境づくり	・文化に関わる担い手等のネットワーク化 ・アーティストが活動を続ける環境づくり														

3 今後の予定

時 期	内 容
12 月	パブリックコメント、教育委員会定例会、12 月議会常任委員会での審議
令和 8 年 2 月	審議会開催（意見等反映結果の報告）
3 月	2 月議会常任委員会（最終案報告）・公表

静岡県文化政策審議会委員（令和7年度）

氏名	現職	摘要
横山 俊夫	静岡文化芸術大学学長	会長
太下 義之	東京芸術大学 客員教授	副会長
岩本 宗涼	茶道家、株式会社 TeaRoom CEO	
鬼頭 宏	静岡県文化協会会长	
木下 直之	静岡県立美術館館長	
櫛野 展正	アーツカウンシルしづおかチーフプログラム・ディレクター	
佐藤 良子	静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科准教授	
澤田 澄子	公益社団法人企業メセナ協議会常務理事兼事務局長	
鈴木 康広	現代美術家、武蔵野美術大学造形学部空間演出デザイン学科教授	
遠山 敦子	静岡県富士山世界遺産センター前館長	
永松 典子	株式会社静岡編集舎、株式会社FIEJA 代表取締役	
西田かほる	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授	
西村真里子	株式会社HEART CATCH 代表取締役	
榆木 令子	美術家、こどものじかん主宰	
古川はるな	フルーティスト、音楽博士	
宮城 聰	公益財団法人静岡県舞台芸術センター芸術総監督	
山田 正訓	静岡県高等学校文化連盟会長、静岡県立清水南高等学校校長	

○「静岡県文化政策審議会」開催状況

回次	現職	摘要
第1回	令和6年11月15日	・第5期静岡県文化振興基本計画の進捗状況についての報告 ・第6期静岡県文化振興基本計画の策定に向けた審議
第2回	令和7年3月11日	・第6期静岡県文化振興基本計画の策定に向けた審議
第3回	令和7年7月15日	・第6期文化振興基本計画の基本目標、重点施策についての審議 ・第6期文化振興基本計画の素案についての審議
第4回	令和7年11月18日	・第6期文化振興基本計画の中間案についての審議
第5回	令和8年2月9日開催予定	・第6期ふじのくに文化振興基本計画案の審議

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 7 年度第 3 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 7 年 12 月 9 日に、今年度、第 3 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 7 年 9 月 4 日から 11 月 17 日までに実施した県立学校 30 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、県立学校 30 所属のうち 1 件の指摘が付された。

(1) 定期監査

<指摘 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
	件名	個人情報の流出（書類の紛失）※再発
沼津西高等学校	内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。 同校には令和 5 年度の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 8 年 3 月 9 日までに監査委員へ報告する。

監査第86号-2
令和7年12月9日

静岡県教育委員会教育長
池上重弘様

静岡県監査委員
山下和俊

静岡県監査委員
松本早巳

静岡県監査委員
土屋源由

静岡県監査委員
木内満

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和7年9月4日から令和7年11月17日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和7年9月4日から11月17日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

(1) 沼津西高等学校

ア 監査実施日 令和7年10月2日

イ 監査結果

(7) 行政監査 指摘 個人情報の流出（書類の紛失）※再発

2 監査結果がない機関

(1) 御殿場高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(2) 御殿場南高等学校	(監査実施日 令和7年10月17日)
(3) 小山高等学校	(監査実施日 令和7年10月22日)
(4) 沼津東高等学校	(監査実施日 令和7年9月4日)
(5) 沼津城北高等学校	(監査実施日 令和7年10月29日)
(6) 沼津商業高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(7) 富士宮東高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(8) 富士宮西高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(9) 富岳館高等学校	(監査実施日 令和7年9月25日)
(10) 静岡城北高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(11) 静岡東高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(12) 科学技術高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(13) 静岡中央高等学校	(監査実施日 令和7年10月10日)
(14) 島田工業高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(15) ふじのくに国際高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(16) 川根高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(17) 榛原高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(18) 相良高等学校	(監査実施日 令和7年10月30日)

(19) 掛川工業高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(20) 遠江総合高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(21) 袋井高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(22) 磐田北高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(23) 磐田西高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(24) 天竜高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(25) 浜松工業高等学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(26) 御殿場特別支援学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(27) 静岡北特別支援学校	(監査実施日 令和7年11月17日)
(28) 静岡南部特別支援学校	(監査実施日 令和7年10月30日)
(29) 天竜特別支援学校	(監査実施日 令和7年11月17日)

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
沼津西高等学校	指摘	件名 内容	個人情報の流出（書類の紛失）※再発 沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。 同校には令和5年度の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。